

制度運営上の改善事項について

○ 年金部会の議論の整理(平成23年12月16日)

- 本部会においては、本年6月30日に取りまとめられた社会保障・税一体改革成案に盛り込まれた年金分野の改革項目の実現に向けた検討を第一の目的として検討を重ねてきたが、もとより、現在の年金制度の課題はこれに限られるものではない。

現行制度の改善を検討すべき項目として、(12)の遺族年金の支給対象範囲の見直しのほか、日本年金機構からの様々な要望事項もあり、特に、本部会における審議において、繰下げ支給の申出をしていた者が70歳を過ぎてから請求した場合の取扱いの見直しについては、早急に法改正を求める意見があった。政府において、現行制度の改善については、法的措置が必要なものも含め、引き続き検討を継続して頂きたい。

その他の改正事項について

(1) 給付関係

○繰下げ支給の取扱いの見直し

(具体的な改正内容)

- ・70歳に達した後に繰下げ支給の申出を行った場合に、年金額は70歳の時点で申出を行った場合と変わらないにもかかわらず、申し出のあった月の翌月以降の年金しか支払われない扱いとしていることについて、繰下げの申出を行うまでの期間の給付も行うこととする。

○国民年金任意加入者の未納期間の合算対象期間への算入

(具体的な改正内容)

- ・国民年金の任意加入被保険者(基礎年金制度導入前のサラリーマンの妻や、基礎年金制度導入後の海外在住者など)が、その保険料を納付しなかった場合についても、任意加入を行わなかった期間と同様に、当該期間を合算対象期間として取扱うこととする。

○障害年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和

(具体的な改正内容)

- ・障害年金の受給者の障害の程度が増進した場合の額改定請求に1年の待機期間が設けられていることについて、明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合には、待機期間を要しないこととする。

○特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の取扱いの改善

(具体的な改正内容)

- ・障害等級の1級から3級に該当している者については、本人からの請求があれば、請求の翌月から特別支給の老齢厚生年金の定額部分を支給することとしている。これについて、障害年金受給者については、請求時以降とはせず、障害状態にあると判断される時に遡って障害特例による支給を行うこととする。

○未支給年金の請求範囲の拡大

(具体的な改正内容)

- ・未支給年金の請求範囲を、現在の範囲(生計を同じくする2親等以内の親族)から、生計を同じくする3親等以内の親族(甥、姪、子の配偶者等)に拡大する。

(2) 保険料関係

○免除期間に係る保険料の取扱いの改善

(具体的な改正内容)

- ①国民年金保険料を前納した後に免除に該当するようになった場合に、免除該当日前に納付された前納保険料のうち免除に該当した月分以後の分に係るものについて、還付を可能とする。
- ②遡及して法定免除となった場合に、当該法定免除となった期間の分として免除該当後に納付されていた保険料が必ず還付される取扱いについて、本人が特に希望する場合には、当該期間を保険料納付済期間として取り扱えるようにする。
- ③法定免除に該当する場合(障害基礎年金の受給権者となったとき等)に、将来の年金権確保のために特に希望する者については、その後に納付すること又は前納を行うことを可能とする。

○国民年金保険料免除に係る遡及期間の見直し

(具体的な改正内容)

- ・国民年金保険料免除の遡及期間について、現行では、直近の7月までの遡りとなっているが、保険料の納付が可能である過去2年分まで、遡及して免除を行うことができるようとする。

○付加保険料の納付期間の延長

(具体的な改正内容)

- ・付加保険料については、納期限日（翌月末日）までに保険料を納付しなかった場合は、加入を辞退したものとみなされるが、国民年金保険料と同様に、過去2年分まで納付できるようにする。

<省令等での対応を検討している事項>

○前納制度の拡充

(具体的な改正内容)

- ・現行では、1ヶ月前納・6ヶ月前納・1年前納の制度を設けているが、割引額がより大きくなる2年前納の区分を設けることとする。

○DV被害者の免除制度の改善

(具体的な改正内容)

- ・DV被害者について、配偶者の所得にかかわらず、被害者本人の所得のみによって免除の審査を行うことができるようとする。

(3) その他

○悪質な未適用事業所等の公表

(具体的な改正内容)

- ・累次の加入指導にもかかわらず、届出をしない悪質な未適用事業所等について、公表を行うことができるようとする。

○所在不明高齢者に係る届出義務化

(具体的な改正内容)

- ・年金受給者の所在が明らかでない場合に、同居の親族等に対して、所在不明である旨の届け出を義務化し、年金支給の一時差止めを行う。

○年金給付の内払調整の対象範囲拡大

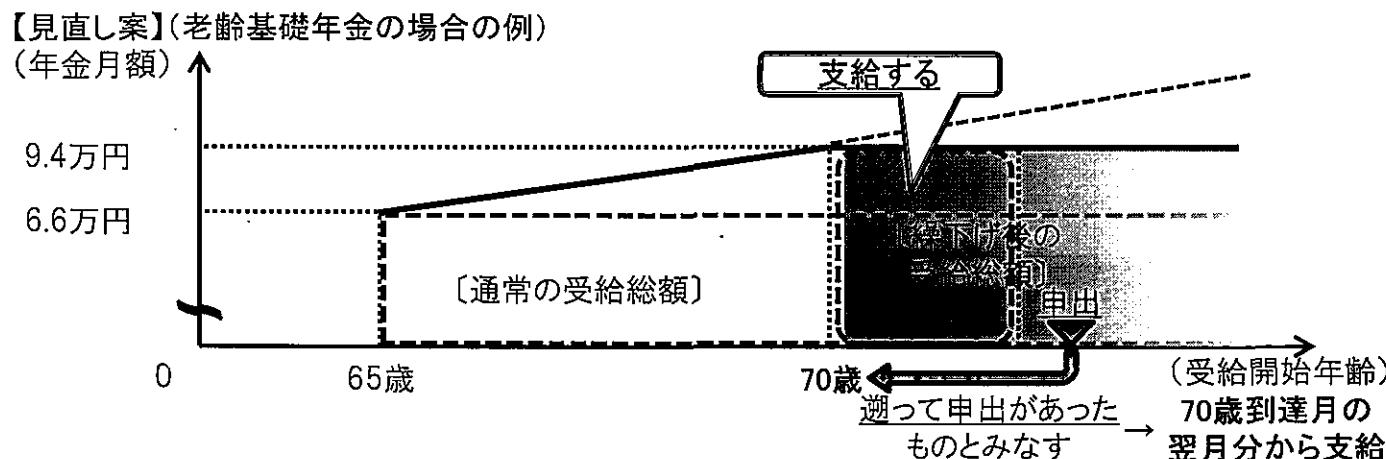
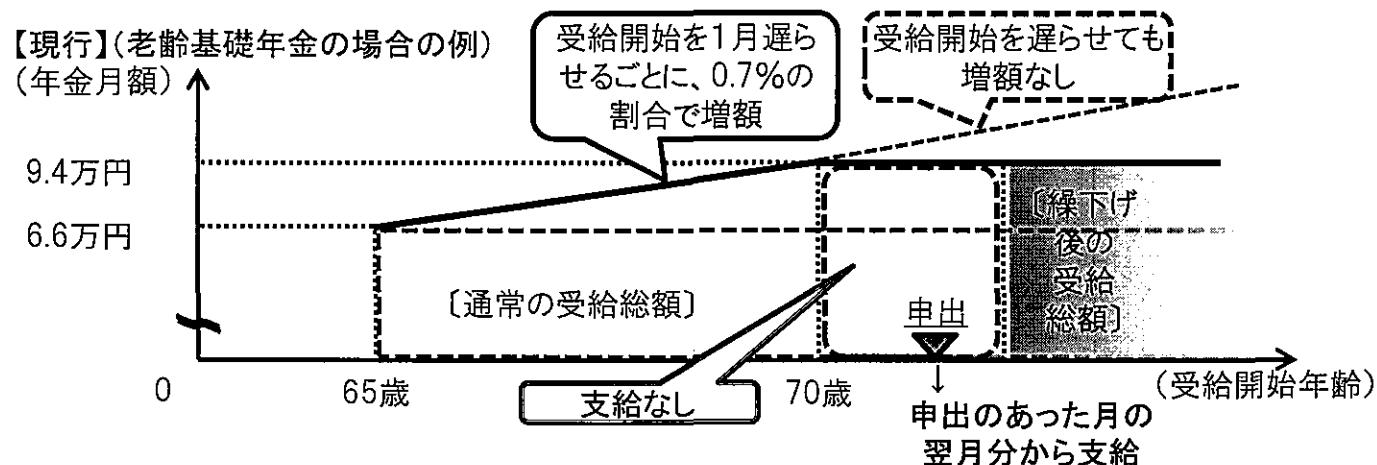
(具体的な改正内容)

- ・再裁定により年金額が減額となった場合の年金給付の過払分について、その後の年金給付との内払調整を可能とする。

繰下げ支給の取扱いの見直し

(具体的な改正内容)

- 70歳に達した後に繰下げ支給の申出を行った場合に、年金額は70歳の時点で申出を行った場合と変わらないにもかかわらず、申し出のあった月の翌月以降の年金しか支払われない扱いとしていることについて、繰下げの申出を行うまでの期間の給付も行うこととする。



国民年金任意加入被保険者の保険料納付を行わなかった期間の合算対象期間への算入

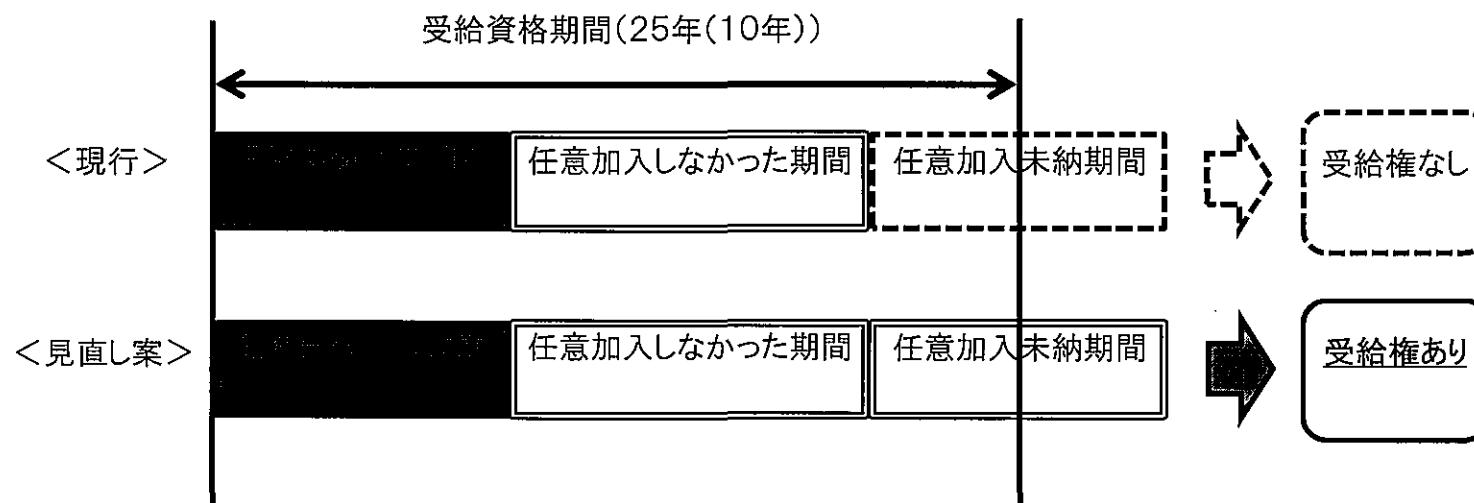
(具体的な改正内容)

- ・ 国民年金の任意加入被保険者(基礎年金制度導入前のサラリーマンの妻や、基礎年金制度導入後の海外在住者など)が、その保険料を納付しなかった場合についても、任意加入を行わなかった期間と同様に、法改正の施行後以降、当該期間を合算対象期間として取扱うこととする。

<対象となる任意加入未納期間>

- ・基礎年金制度導入前のサラリーマンの妻で任意加入をしたが保険料納付を行わなかった期間
- ・20歳以上の学生で任意加入をしたが保険料納付を行わなかった期間
- ・基礎年金制度導入後の海外在住者で任意加入をしたが保険料納付を行わなかった期間
→これらの期間について、任意加入をしなかった期間と同様に、合算対象期間とする。

<見直し案>



障害年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和

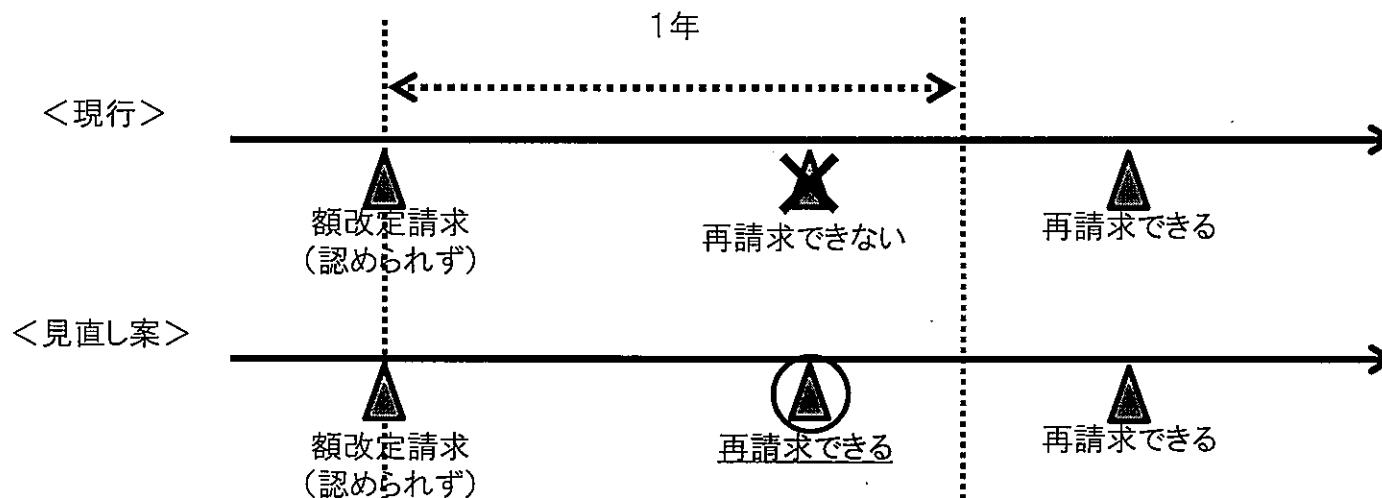
(具体的な改正内容)

- ・ 障害年金の受給者の障害の程度が増進した場合の額改定請求に1年の待機期間が設けられていることについて、明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合には、待機期間を要しないこととする。

<額改定請求について>

- ・ 障害年金の額改定請求には、事務負担等を考慮し、1年間の待機期間が設けられている。

→今後、明らかに外見的に障害の程度が増進したことが確認できる場合などには、額改定の請求を認めることとする。なお、具体的な事例は省令等で定めることとする。



特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の取扱いの改善

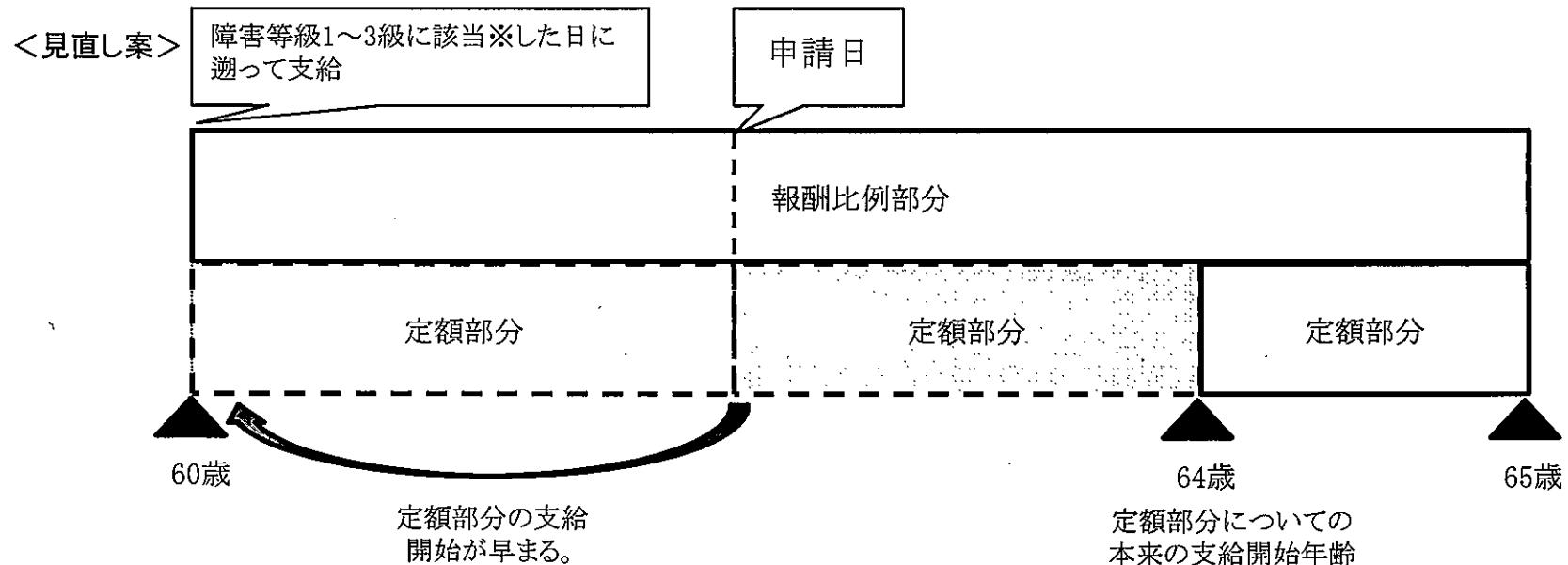
(具体的な改正内容)

- ・特別支給の老齢厚生年金(特老厚)の支給開始年齢(現在は60歳)に達しており、障害等級の1級から3級に該当している者については、本人からの請求があれば、請求の翌月から特老厚の定額部分を支給することとしている。これについて、障害年金受給者については、請求時以降とはせず、障害状態にあると判断される時(特老厚の支給開始年齢以前から障害状態にある場合は、支給開始年齢以降)に遡って障害特例による支給を行うこととする。

<特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の見直し>

- ・現在、請求時以降の支給となっているが、これについて、障害状態にあると判断されるときに遡って支給することとする。

【障害特例のイメージ図】



※傷病の固定しているとき又は初診日から1年6ヶ月以上経過した日に障害状態にあるとき

未支給年金の請求範囲の拡大

(具体的な改正内容)

- ・年金受給者が死亡した場合、死亡月分の年金については、受取人がいないこととなるが、その受給者と生計を同じくする一定範囲の親族に限り、年金が一身専属の権利であり、他の人が代わって受け取ることができないことの例外として、当該親族が「未支給年金」として受給を請求することができる。
- ・この未支給年金を請求することができる親族の範囲を、現在の範囲(生計を同じくする2親等以内の親族)から、生計を同じくする3親等以内の親族(甥、姪、子の配偶者等)までに拡大する。

<未支給年金の支給範囲>

【現行】

- 生計を同じくしていた
- ・配偶者
 - ・子
 - ・父母
 - ・孫
 - ・祖父母
 - ・兄弟姉妹



【見直し案】

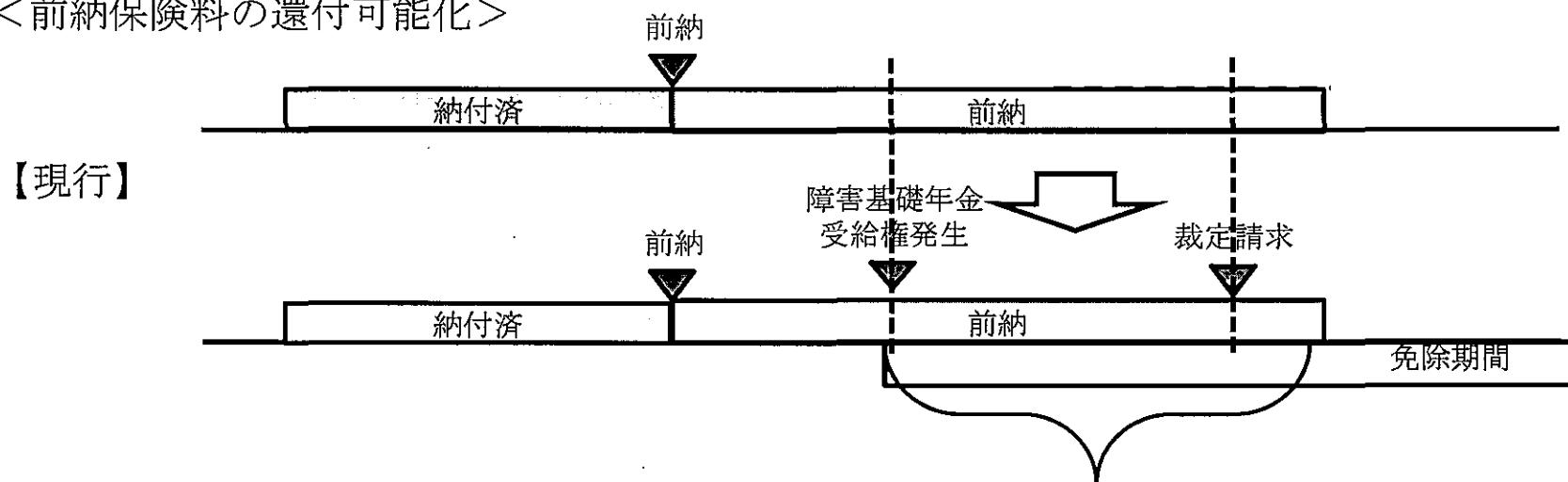
- 生計を同じくしていた
- ・配偶者
 - ・子
 - ・父母
 - ・孫
 - ・祖父母
 - ・兄弟姉妹
 - ・甥、姪
 - ・子の配偶者
 - ・叔父、叔母
 - ・曾孫、曾祖父母
 - ・上記の者の配偶者 等

免除期間に係る保険料の取扱いの改善

(具体的な改正内容)

- ①国民年金保険料を前納した後に免除に該当するようになった場合に、免除該日前に納付された前納保険料のうち免除に該当した月分以後の分に係るものについて、還付を可能とする。
- ②遡及して法定免除となった場合に、当該法定免除となった期間の分として免除該当後に納付されていた保険料が必ず還付される取扱いについて、本人が特に希望する場合には、当該期間を保険料納付済期間として取り扱えるようにする。
- ③法定免除に該当する場合(障害基礎年金の受給権者となったとき等)に、将来の年金権確保のために特に希望する者については、その後に納付すること又は前納を行うことを可能とする。

<前納保険料の還付可能化>

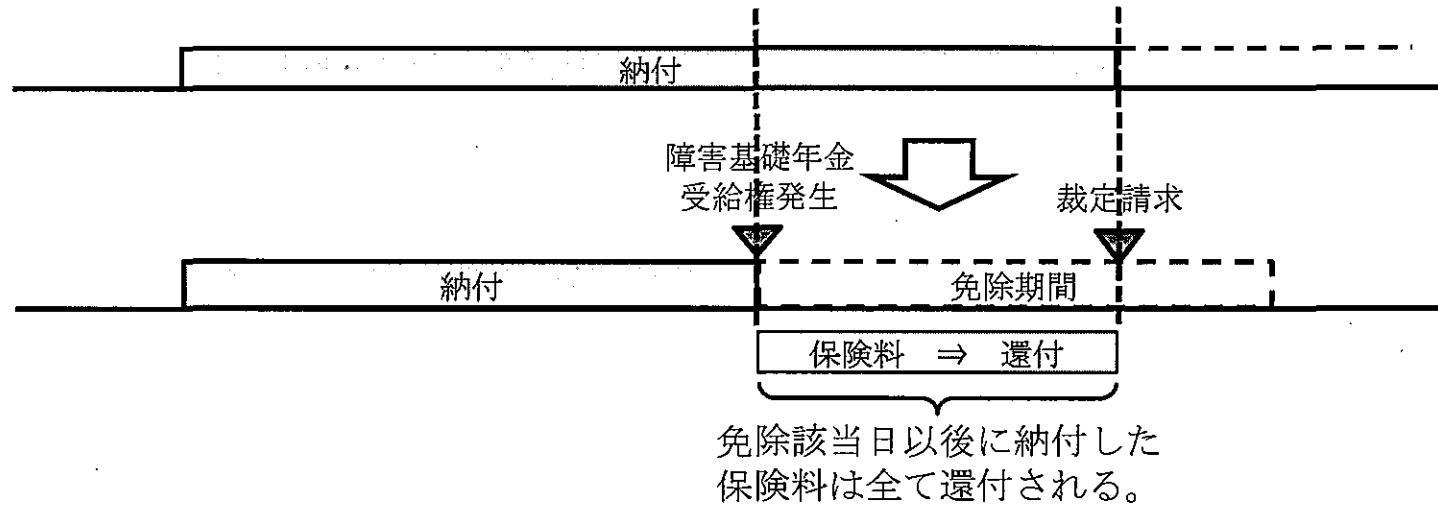


免除該日前に前納されたものは、
免除該当日以後に係る分も還付されない。

【見直し案】 ○免除該当日以後に係る分について、還付を可能とする。

<法定免除遡及該当の場合の保険料納付済期間可能化>

【現行】

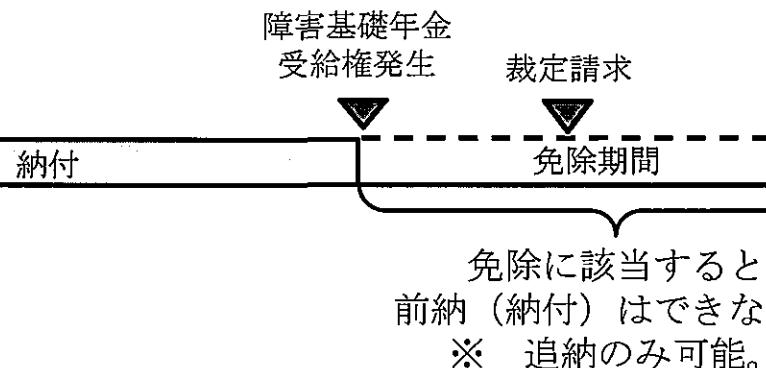


【見直し案】○保険料納付済期間とすることを可能とする。

※将来、障害が軽快した場合には、障害基礎年金が支給停止となり、老齢基礎年金を受給することになるので、保険料を納めたいと希望する者がいる。免除となった上で、追納することも可能だが、2年以上前の期間分には利子分の加算が加わることや、前納割引ができない問題点がある。

<法定免除該当の場合の保険料納付又は前納の可能化>

【現行】



【見直し案】○保険料を納付すること又は前納を行うことを可能とする。

国民年金保険料免除に係る遡及期間の見直し

(具体的な改正内容)

- ・国民年金保険料免除の遡及期間について、現行では、直近の7月までの遅りとなっているが、保険料の納付が可能である過去2年分まで、遡及して免除を行うことができるようとする。

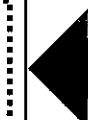
○ 現行制度における保険料免除

申請日の前年(又は前々年)の所得により免除の審査を行っている。

申請月
▼ (例)

(現行)

21年 11月		23年 7月		23年 12月
○保険料負担能力がなかったことが確認できる場合であっても、免除にならず、資力のない者は未納になっていた期間				



免除承認期間

☆見直し後は、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の前年(又は前々年)の所得により免除の審査を行うもの。

申請月
▼ (例)

(見直し後)

21年 11月		23年 7月		23年 12月

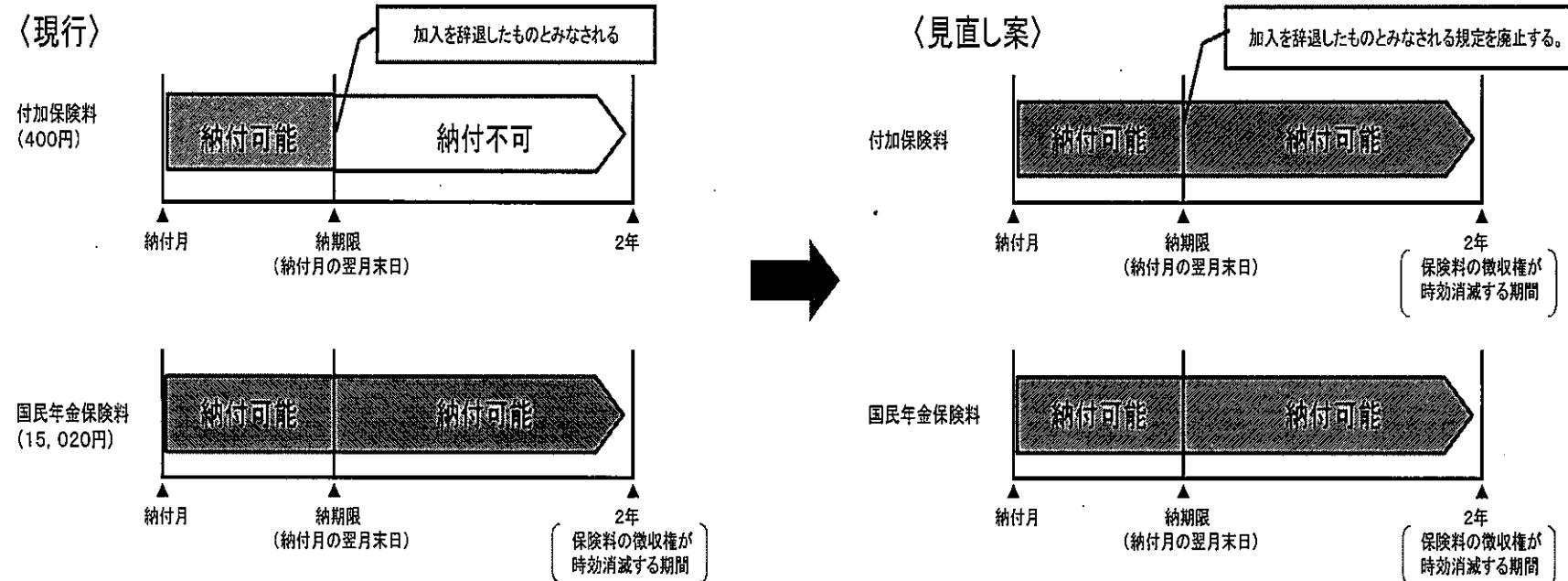
免除承認期間

- 学生納付特例制度、若年者納付猶予制度も同様に過去2年分まで遡及して免除を行うようにする。

付加保険料の納付期間の延長

(具体的な改正内容)

- ・国民年金の上乗せ年金であり、任意加入である付加年金のための付加保険料は、通常の国民年金保険料と異なり、納期限日（翌月末日）までに保険料を納付しなかった場合は、加入を辞退したものとみなされ、後から納めることはできない。実際の納付は、国民年金保険料と付加保険料を一体に取り扱うことに鑑み、国民年金保険料と同様に、過去2年分まで納付できるようにする。



○年金制度に関する改善要望<日本年金機構 平成23年3月>

国民年金本体保険料は2年内納付が可能なのに対し、付加保険料は翌月末までの納期限となっているため、付加保険料の納期限をめぐるトラブルが多く、また、付加保険料の納期限経過ケースでは、付加保険加入を取り消し、本体のみ保険料納付者への変更を行う等、本人・年金事務所双方にとって事務負担が大きい。このため、予め付加保険料を申し出ていることを前提として付加保険料納期限を本体同様2年とする。

前納制度の拡充

(具体的な改正内容)

- ・現行では、1ヶ月前納・6ヶ月前納・1年前納の制度を設けているが、割引額がより大きくなる2年前納の区分を設けることとする。

○ 現行制度における前納区分等

- ・現在の前納は、1ヶ月前納・6ヶ月前納・1年前納がある。
- ・1ヶ月前納は口座振替のみで、6ヶ月前納・1年前納は口座振替又は現金納付の方法がある。
- ・6ヶ月前納の納付期限は4月末及び10月末、1年前納の納付期限は4月末であるため、3月末には納付書等を送付している。
- ・割引額の基本的な考え方：割引額は、各月の保険料額を年4分の利率による複利現価法によって算出する。

○ 見直し案

- ・2年前納の区分を設ける。

(注) 納付書作成の事務処理スケジュールや口座振替促進の観点から、口座振替を原則とすることを検討。

平成23年度		本来納付額	前納額	割引額	割引率
(案)	口座振替	1ヶ月前納	15,020	14,970	50
		6ヶ月前納	90,120	89,100	1,020
		1年前納	180,240	176,460	3,780
		2年前納(試算)	360,480	346,140	14,340
現金納付		6ヶ月前納	90,120	89,390	730
		1年前納	180,240	177,040	3,200

(注1)本来納付額とは、前納をせずに保険料を納付した場合の合計額。

(注2)口座振替と現金納付で割引額が異なる理由は、口座振替の方が1ヶ月早く納付するためである。

※前納件数の実績(平成22年度)

	1年前納	6ヶ月前納	1ヶ月前納	合計
被保険者に対する割合	11.0%	1.3%	6.0%	18.3%
	6.3%	0.5%	6.0%	12.8%
	4.7%	0.8%	-	5.5%

(注)被保険者数は、平成22年度末の1号被保険者数(任意加入含む)

※ この改正は、告示等での対応を検討

DV被害者の免除制度の改善

(具体的な改正内容)

- ・DV(配偶者からの暴力)被害者について、配偶者の所得にかかわらず、被害者本人の所得のみによって免除の審査を行うことができるようとする。

<現行の制度>

- ・国民年金保険料の免除制度においては、被保険者本人だけではなく、世帯主・配偶者についても所得が一定額以下であることが保険料免除の要件とされている。
- ・これは、国民年金保険料の納付義務は、被保険者本人だけではなく、その被保険者の世帯主及び配偶者にも、連帯して保険料を納付する義務が課されていることに基づくものである。



<見直し案>

- ・DV被害を受けている被害者については、配偶者によって保険料の連帯納付義務が果たされることが期待しがたいことに鑑み、DV被害者から免除の申請があった場合には、配偶者の所得を考慮せず、被害者本人の所得のみによって免除の審査を行うことができるようとする。
- ・DV被害による免除を申請する場合には、都道府県の婦人相談所等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等を添付する。

※ この改正は省令での対応を検討

悪質な未適用事業所等の公表

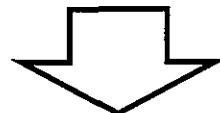
(具体的な改正内容)

- ・累次の加入指導にもかかわらず、届出しない悪質な未適用事業所等について、公表を行うことができるようとする。

<現行の制度>

- ・法人の事業所又は5人以上の従業員を使用する製造業などの個人事業所は、厚生年金の適用事業所となるが、適用事業所となる届出を行わない事業所（未適用事業所）が存在している。
- ・未適用事業所に対しては、加入指導を行い適用を進めているが、累次の加入指導にもかかわらず、届出をせず適用に至らない事業所がある。

※年金事務所職員による加入指導等を通じて把握している未適用事業所数は、平成22年度末時点で、約10.8万事業所である。



<見直し案>

- ・累次の加入指導にもかかわらず、届出しない悪質な未適用事業所等について、事業所名等の公表を行うことができるようとする。

※現行制度における立入検査を拒んだ場合等についての罰則規定との関係については法制的に整理が必要（政府部内で検討中）。

所在不明高齢者に係る届出義務化

(具体的な改正内容)

- ・年金受給者の所在が明らかでない場合に、同居の親族等に対して、所在不明である旨の届け出を義務化し、年金支給の一時差止めを行う。

<現行の取扱い>

- 年金受給権者が所在不明となった場合、現在は同居の家族等に届出義務を課しておらず、家族等から相談があった場合等、日本年金機構が受給権者の生存確認を行った上で、年金の支給を一時差し止めている。



<見直し案>

- 近年、同居の家族等が年金受給者の所在が明らかでないことを知りながら、年金が支給され続けている事例が問題となっており、同居の親族等から所在不明である旨の届出を義務化して年金の支給を一時差止めることとする。
- 具体的には、所在不明の届出があった場合には、受給権者本人に対し生存を確認できる書類の提出を求める旨の通知を送付し、その提出がない場合等には、年金の支払を一時差し止める。

<届出を行わない者に対する取組>

- 届出を行わない者に対する取組として、後期高齢者医療の利用情報を活用し、利用実績のない者を対象に、日本年金機構の職員による訪問調査を行う取組を実施している。
※後期高齢者医療の対象とならない者については、一定期間おきに生存確認の届出の提出を求める等、過払い防止のための取組を今後検討。

年金給付の内払調整の対象範囲拡大

(具体的な改正内容)

- ・再裁定により年金額が減額となった場合の年金給付の過払い分について、その後の年金給付との内払調整を可能とする。

<現行の制度>

- 現行の規定には、過払い分の年金をその後に支払われる年金の内払いとみなす支払いの調整規定があるが、法令に規定のある改定や支給停止^(注)について規定されており、年金記録の訂正等が行われ再裁定が行われる場合は、この規定は適用となっていない。

(注)障害年金の障害等級変更に伴う改定や老齢厚生年金の加給年金額の支給停止等

※「再裁定」 年金記録の訂正等が行われたことにより、訂正後の正しい年金記録で改めて裁定を行うこと。

- このため、本人の同意を得た上で、民法上の相殺として、過払い分の年金を将来の年金給付で内払調整する事務処理を行っているが、年金からの内払調整について同意を求める際に、年金法上の明文な規定がないことで理解が得られにくいという問題がある。



<見直し後>

- 年金給付の過払い分の返納事務を円滑に行えるよう、再裁定により年金額が減額となった場合の過払いについても、内払調整ができるようにする。

(参考)日本年金機構の「年金制度に関する改善検討要望」

I 納付関係

年金制度に関する改善検討要望

平成23年3月
日本年金機構

◎本要望は、日本年金機構に寄せられた「お客様の声」、日本年金機構の本部各部・地方組織から提出された要望等をもとに、現行年金制度に関する改善検討要望事項を取りまとめたものです。

◎厚生労働省年金局におかれては、制度改正検討に際して、本要望も参考とされるとともに、とりわけこのうち事務処理関係で政令以下のレベルで対応可能なものについては、迅速かつ積極的な検討をお願いします。なお、本要望の中には、要望を実施する際に日本年金機構としても、人員確保等実施体制の整備やシステム整備等実現に費用及び時間が必要となるものも含まれていることを申し添えます。

(注) 日本年金機構に寄せられた「お客様の声」のうち「年金政策、制度立案関係」に関するものは、各週単位で年金局へ提出している(平成22年4月から平成23年2月までの間で2083件)。

◎受給資格期間の短縮等

25年の受給資格期間を10年程度に短縮し、極力年金に結び付くようにする。なお、低年金額者の年金額充実のため免除者に一定程度国庫負担で保険料拠出を行い、免除期間の給付率を引き上げることも考えられる。

◎国民年金任意加入制度の拡充

極力年金に結び付くように、現在70歳までとされている国民年金任意加入の年齢を廃止するとともに、対象者(現在平成16年に40歳以上の者=昭和40年4月1日以前生まれ)の限定を廃止する。

◎高年齢雇用継続給付との調整の見直し

併給調整の複雑さ、就労意欲促進の観点から、在職老齢年金と雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整を廃止する。

◎線下げ支給の弾力化

70歳を越えた線下げ支給は、現在申出時点からの支給(線下げ分の加算も70歳まで)となっているが、請求もれによる不利益をなくすため、70歳を過ぎてからの申し出があった場合、70歳の時点からの遡及支払とする。

◎遺族の収入要件の見直し

「年収850万円未満」との遺族年金の遺族の要件については、年収要件前後で受給有無の差が大きく、事務上の認定も困難であることから、見直しを行う。

◎遺族、障害の直近一年要件の恒久化

遺族年金、障害年金の直近一年要件は時限措置(H28年までの措置)とされているが、無年金防止、納付勧奨の観点から、恒久措置とする。

◎未支給年金請求者の範囲拡大

家族のあり方、高齢世帯の実情を考慮し、現行の2親等以内(兄弟姉妹、孫まで)を、3親等以内の親族及び姻族(甥、姪、子の妻等)に拡大する。

○ 60歳台前半と後半の在職老齢年金の支給制限開始ラインの同一化

〔60歳台前半の在職老齢年金の支給制限開始ライン（現行は賃金＋年金＝28万円）を65歳以降の水準に検討を加えた上で同一にする。〕

○雇用保険基本手当との調整の見直し

〔雇用保険基本手当との調整については、基本手当受給額を賃金とみなして在職老齢年金と同様の給付調整方式とする。〕

○遺族年金の男女間の条件均等化

〔男女の労働実態の均等化、児童扶養手当法改正（父子家庭への支給）の状況を踏まえ、遺族年金の支給条件の男女間の差違について見直しを行う。〕

○外国人脱退一時金の支給水準等の見直し

〔外国人脱退一時金について、3年以上加入者の支給水準の見直しを図る。また、請求期限（出国または資格喪失後2年以内）の見直しを図る。〕

○特別支給の老齢厚生年金における障害特例による支給開始時期の改善

〔特別支給の老齢厚生年金における障害特例による支給開始時期は、請求年金主義（請求後の支給）をとっているが、これを改め他の年金支給と同様要件発生からの支給とする。〕

○端数処理の改善

〔1円未満の端数の合計額を例えば2月支払に加算し、支給する。または、そもそも年の年金額算定を月単位のものとし、支払時に端数が生じないようにする。〕

○サラリーマンの妻の任意加入未納者のカラ期間への算入

〔旧法時代、「サラリーマンの妻」で任意加入した者が保険料を滞納し、かつ、任意加入喪失の届出がない場合、この期間はカラ期間とならない。これについて、任意加入していなかった者（納付していない者）がカラ期間とされることとのバランスも考慮し、カラ期間とする。〕

II 厚生年金適用・徴収関係

○5人未満適用事業所の取扱いの見直し

〔5人未満法人事業所については、原則適用とするが、従業員の半数以上の同意により任意脱退する途を設ける。また、社長1名以外に常雇用者がいない法人は適用除外とする。〕

○業法の許認可等の際の社会保険加入要件化

〔各種業法の許認可や公的機関の入札の要件に、厚生年金加入を義務付け、更新時等のチェックを行う。〕

○短時間労働者の明確化と法定化

〔短時間労働者の適用について、雇用保険の例にならい、客観的労働時間に準拠する明確なものにし、法定化する。〕

○滞納事業主に対する給付制限の導入

〔厚生年金保険料の滞納事業主については、その未納期間分は年金額に反映させないようにする。〕

○高齢任意加入者滞納時の職権喪失の導入

〔事業主自身が高齢任意加入者で保険料を滞納した場合、滞納していてもその分給付に反映するのは不適当であり、滞納と同時に職権で資格喪失できるようにする。〕

○被保険者からの還付請求の容認

〔記録問題により、厚生年金記録の補正に伴う保険料還付が発生しているが、還付請求は事業主が行うことになり、倒産し事業主が不明（死亡）の場合、これができるない。このため、被保険者負担分については被保険者からの請求を可能とする。〕

III 国民年金適用・徴収関係

◎納付期限の延長

現在の納付時効2年以前の10年前分まで保険料を納付可能とすることとし、この場合、直近2年分を納付することとする。なお、別に事務処理誤り等の止むを得ない事情により納付機会が無かつた場合は、時効である2年前の保険料についても納付できるようにすることも考えられる。

◎免除の職権処理化

極力年金受給を確保するため、所得情報に基づき、該当者は職権での免除を可能とする。(具体的には免除勧奨の際「特段の申立てがないと免除とする」旨対象者に通知する。)

◎情報提供の義務化

市町村の所得情報、住基情報などの情報提供が漏れなく行われるようにするため、「できる規定」を「義務規定」に改める。

○第3号被保険者の配偶者の年齢要件の見直し

厚生年金の被保険者であっても、年金の受給要件を満たす者については65歳以降は国民年金第2号被保険者とされない。このため、夫が65歳に達すると、その妻は国民年金の第3号被保険者とはならず第1号被保険者とされ、保険料を負担することになるが、夫は厚生年金保険料を負担していることに鑑み、妻を第3号被保険者とする。

○口座振替割引率の拡大

優良納付者拡大のため、口座振替による徴収コスト減も考慮し、口座振替割引率を拡大する。

○継続免除の範囲拡大

現在、継続免除を認められているのは、全額免除と若年者納付猶予のみだが、年金権確保の観点から、多段階免除も市町村所得情報による継続免除を認める。

○法定免除が遡及認定された場合の納付済保険料の取扱いの改善

既に保険料を納付した期間について、遡って法定免除(障害年金の受給権発生)となる場合、現在はこの法定免除期間について保険料を納付しようと追納となり加算の支払いが生じたり、追納期間(10年)を過ぎていてそもそも追納ができないケースも生じる。従って、既に納付済み期間については還付を任意とし納付を活かしたい場合はその希望も可とする。

○矯正施設入所者の免除の取扱い

矯正施設に入所(収監)していた期間については、事後においても所得の確認が可能な期間(公簿の保存年限である5年以内、一部免除は保険料の納付が可能な年以内)の免除等の申請を認める。(または当該期間をカラ期間とする。)

○1年を超える期間の前納の制度化

希望により、1年を超える期間(例えば2~3年)の前納を可能とする。(この場合、前納後の物価変動に伴う保険料の事後調整は行わない。)

○免除にかかるDVの取扱いの改善

配偶者から暴力を受けた国民年金被保険者(被害被保険者)から免除申請が提出されたとしても、現状では配偶者の所得状況も対象になるために承認にならないケースがでてくる。被害被保険者(DV)からの免除申請にあっては、単身世帯として取扱ができるようにする。

IV 事務関係

○雇用保険失業給付から年金給付への円滑化

雇用保険の支給情報取得を極力迅速化することにより、失業給付を受けていない月に係る年金の支払いについて、年金の支給までの期間(現在では、例えば2月分の年金が5月に支払われる)を極力短縮する。

○未支給年金処理の改善

死亡後定期支払分(例 7月死亡の場合の6月・7月分年金の8月支払)について未支給年金扱いをやめ、死亡者へ支払われたものとみなし、未支給年金請求の届出を不要とする。

◎滞納処分等に係る事前承認の導入

機関が滞納処分や立入検査を行う場合、予め厚生労働大臣の認可が必要であるが、緊急時対応のため包括承認とし、個別事後報告を認めるよう改める。

◎保険料還付のシステム改善

国民年金保険料の還付金については、1週間ごとに全国の支払いデータを取りまとめて関係機関に振込依頼しているが、支払データの中に廃止された金融機関への振込依頼や名称変更による金融機関コード誤り等が存在すると、全ての依頼データが振込されないこととなる。

この影響で、還付金の支払いが毎週のように遅延しており、お客様に還付金の振込日を正確にお伝えすることができずトラブルを招く原因となるので、早急に改善する。

◎剩余金の弾力的活用

剩余金について、独立行政法人と同様に、中期計画期間内で弾力的に活用できることとする。

◎障害年金の有期認定の見直し

個々の障害毎に認定基準の見直しを行い、高齢者の長期障害年金受給者等についての診断書提出の有期認定期間の見直しを行う。

◎障害年金の現況診断書の有効期限の緩和

現行では誕生月の月末から前1ヶ月以内の現状の診断書の提出を行うこととされているが、受給者の利便を考慮し、これを例えば前2ヶ月以内の診断書でも認めることとする。(この場合、当方からの現況診断書様式の送付を一月早めるとともに、症状の変動に伴う年金額改定は、現行と同様誕生月の翌月(減額の場合は4ヶ月後)分から改定する。)

◎70歳到達時の自動喪失の導入

70歳到達リストにより事業所へ喪失届の勧奨を実施しても、未提出の場合があり、超過保険料の発生及び当該保険料の還付が生じたり、年金の退職改定が行われないなどの問題があるため、70歳到達時に自動喪失処理とする。

◎70歳以上の届出の簡素化

70歳以上継続雇用される者については、受給年金額と報酬との調整を行うための届出を別途必要としているが、健康保険で届けられたものを活用する。(届出があったものとみなす。)

◎遺族厚生年金受給者の老齢給付優先支給に伴う裁定通知の効率化

老齢厚生年金受給のため、遺族厚生年金の額の一部が老齢厚生年金の先方にによる停止となっている者について、記録問題等による厚生年金期間判明により老齢厚生年金の額が変更となった際に、現状では遺族厚生年金の裁定通知(年金証書)に記載されている金額の変更のために、遺族厚生年金も再裁定を行い、遺族厚生年金の年金証書を出し直している。この場合、遺族厚生年金の停止額変更を遺族厚生年金の支給額変更通知で通知することを可能とし業務の効率化を図る。(法改正によりH19年4月から現行の対応)

◎算定基礎届・月額変更届の用紙サイズのA4化

算定基礎届・月額変更届の用紙が省令上「B5」であるため、これを「A4」に改める。

◎添付資料の省令上の規定化(遡及届出関係)

2ヶ月以上遡及した保険料に関する届出(資格喪失、月額変更)に関し、賃金台帳・出勤簿の提出が必要とされているが、これについて事業主から法的根拠を問われることもあり、省令で明確に規定するとともに、届出様式の裏面にもその旨の説明を追加する。

◎事業主変更届出の自署の不要化

事業主変更の届出は新旧両事業主の連署とされているが、法人登記に記載されていることを改めて自署させる必要がないので自署不要とする。

◎事業所所在地変更に伴う口座振替の手続きの簡素化

年金事務所の管轄変更を伴う事業所の所在地変更が行われた場合、再度口座振替納付申出書の提出が必要であるとされているが、機構発足後は年金局事業管理課長に歳入徴収官が一本化されたので届出不要とする扱いとする。

○納入告知書の様式の改善

納入告知書は3部複写となっており1枚目が「領収済通知書」と記載されているので領収書と間違うことから、1枚目を「納入告知書・納付書・領収証書」に変更されたい。また、不服申立先（社会保険審査会及び厚生労働省年金局）の電話番号を記載されたい。

○強制徴収対象者（督促状発行前の最終催告状発行者）の訪問時による領収

強制徴収対象者（督促状発行前の最終催告状発行者）に対して訪問時に現金領収ができず金融機関納付を促すことしかできないが、収納職員がその場で現金による保険料領収ができるよう改める。

○付加保険料の納付期限経過後の納付

国年本体保険料は2年以内納付が可能なのに対し、付加保険料は翌月末までの納期限となっているため、付加保険料の納期限をめぐるトラブルが多く、また、付加保険料の納期限経過のケースでは、付加保険加入を取消し、本体のみ保険料納付者への変更を行う等本人・事務所双方にとって事務負担が大きい。このため、予め付加納付を申し出ていることを前提として付加保険料納期限を本体同様2年とする。

○追納申出の手続きの簡素化

現在、追納希望者からの電話で追納の意志を確認したときは、「国民年金保険料追納申込書」を本人宛郵送し、本人が記入した「申込書」の受付後に追納納付書を送付している。郵送のやり取りに時間がかかるため月末の場合は速達での送付や、1ヶ月時効になってしまうことがある。このため、電話での追納意思確認後直ちに追納納付書を送付する。

○年金事務所での年金額確認書の交付

施設入居、担保借入れなどのための所得証明や各種社会保障給付との調整のための所得証明等として、年金受給者等から年金額を証明する書類の交付を求められる。現在は、全国から申請があつたものについて、本部支払部で「年金額等について（大臣印影あり）」を手作業で作成し、郵送しているが、申請したその場で交付できないこと、申請が集中する時期においては、一定程度の時間を要することなどから苦情が寄せられている。このため、年金事務所での年金額確認書の交付を可能とするよう、年金事務所長に権限を付与する。

○日雇特例被保険者に関する機構の事務の廃止

日本年金機構が行っている日雇特例（健保法第3条第2項）被保険者制度に関する業務は全国健康保険協会が単独で行う。

○全国健康保険協会の立入調査権限の付与

傷病手当金等の不正受給などについて全国健康保険協会から依頼を受けて機構が調査しているが、全国健康保険協会に立入調査権限を付与する。

○船員保険事務組合報奨金事業の明確化

船員保険事務組合報奨金事業について、通知ではなく少なくとも政省令に規定するとともに、「交付要綱」を整備（報奨金の計算、申請書記載のルールが不明確）し、各事務組合に周知されたい。

○協会管掌健康保険の扶養認定等の不服申立の事務軽減

協会管掌健康保険の被扶養者認定の不服申立について、現在は、行政不服審査法に基づき機関で対応しているが、社会保険審査官及び社会保険審査会法の対象として社会保険審査官及び社会保険審査会にて対応可能とする。

○任意適用事業所の認可処分の不服申立の事務軽減

任意適用事業所の認可処分等の不服申立てについて、現在は、行政不服審査法に基づき機関で対応しているが、社会保険審査官及び社会保険審査会法の対象として社会保険審査官及び社会保険審査会にて対応可能とする。

国民年金保険料の申請免除・納付猶予及び法定免除の概要

○ 申請免除

- 保険料を納付することが経済的に困難な被保険者の年金権確保のために、被保険者からの申請に基づいて、厚生労働大臣が承認したときに、保険料の納付義務を免除・納付猶予を認める。

① 申請免除(学生以外)

☆本人、世帯主、配偶者の所得に応じて免除を行う。
☆年齢制限なし
☆老齢年金給付の際に国庫負担分の年金が受けられる。

☆A欄の金額以下 → 全額免除
☆B欄の金額以下 → 4分の3免除
☆C欄の金額以下 → 半額免除
☆D欄の金額以下 → 4分の1免除

② 学生納付特例制度

☆本人の所得のみに応じ納付を猶予する。

☆老齢年金給付への反映なし。
☆C欄の金額以下の者

③ 若年者納付猶予

☆本人・配偶者の所得に応じ納付を猶予する。
☆30歳未満限定

☆老齢年金給付への反映なし。
☆A欄の金額以下の者
☆平成17年4月から10年間の時限措置

平成23年度の所得基準

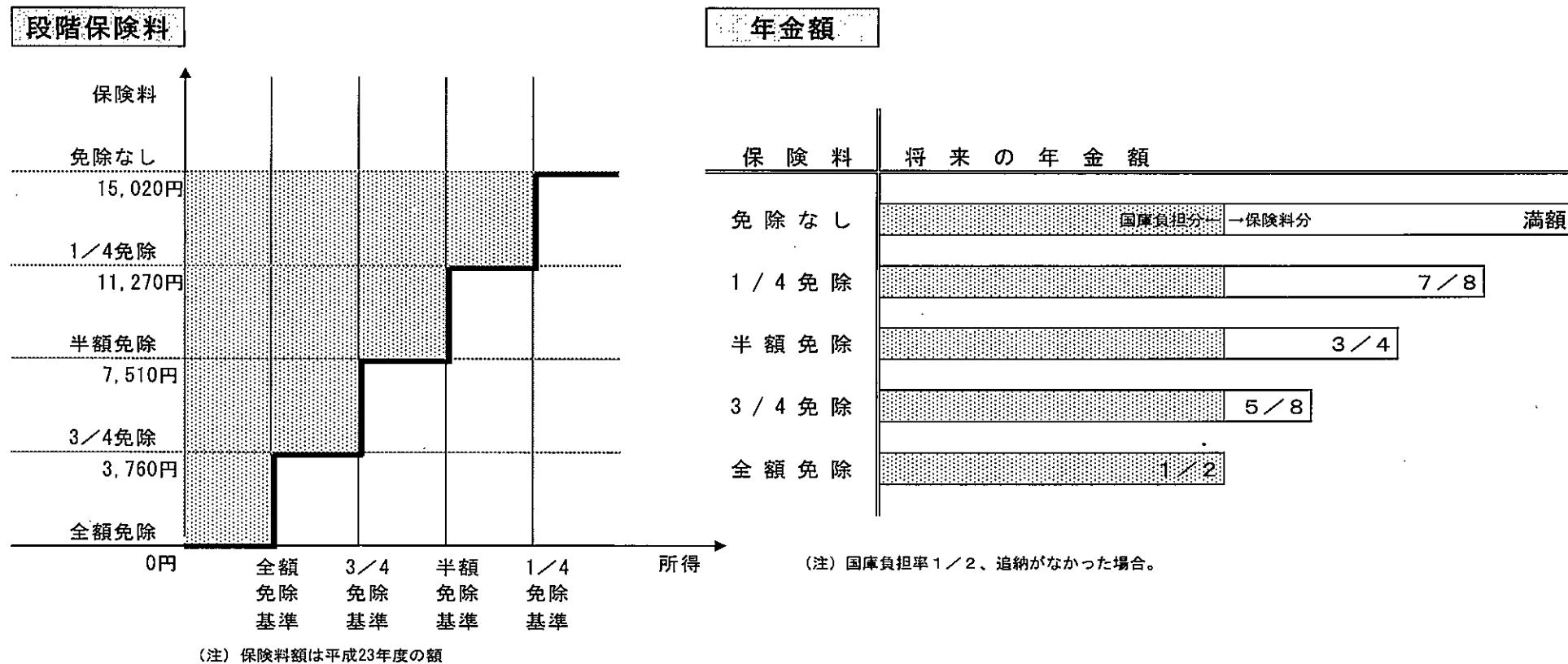
世帯構成	A	B	C	D
	全額免除 若年者猶予	3／4免除	半額免除 学生特例	1／4免除
4人世帯 (夫婦+子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

※ B欄からD欄の金額は基準額の目安であり、控除額により変動する。

○ 法定免除

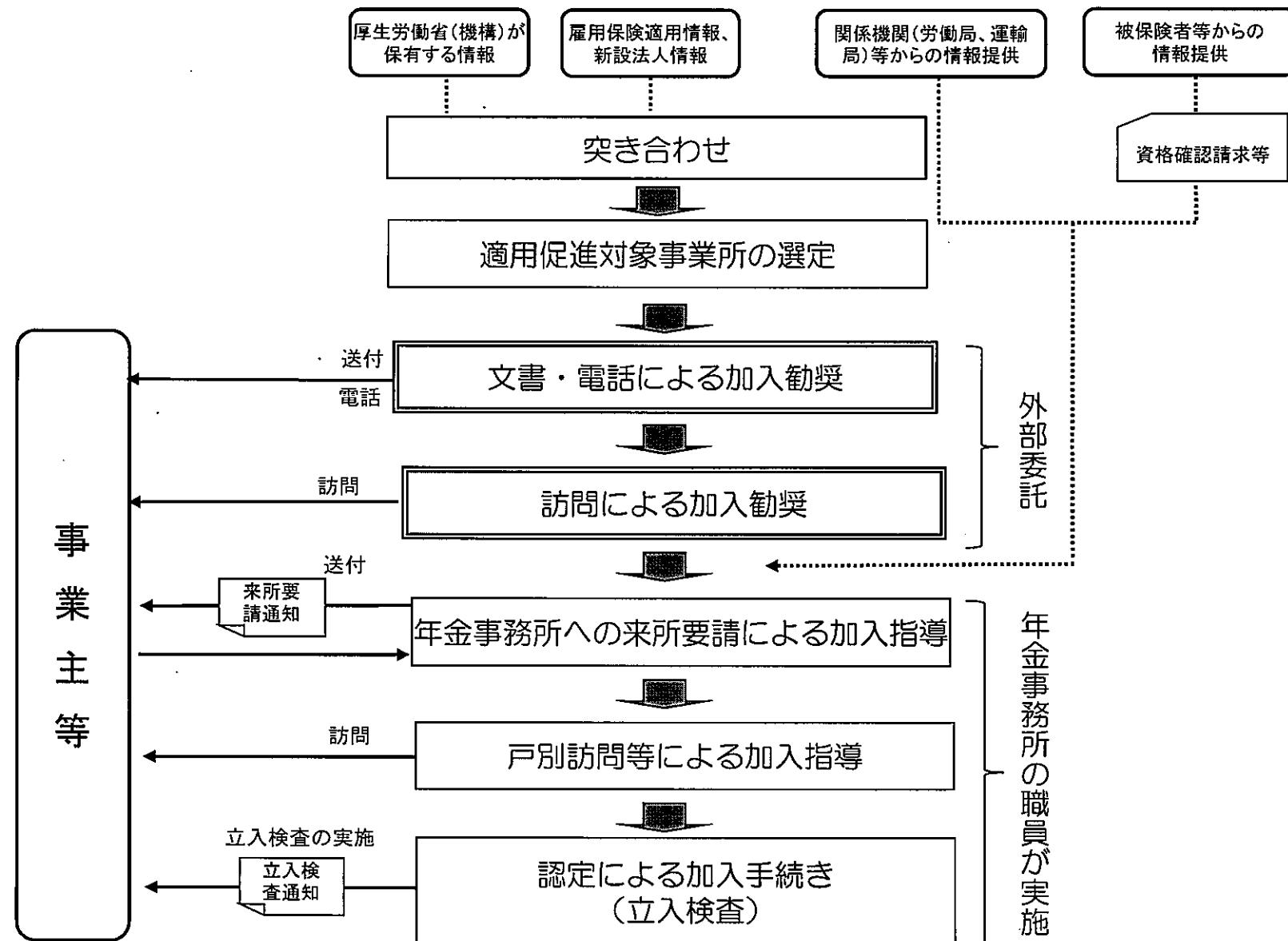
- 障害基礎年金の受給権者、生活保護法による生活扶助を受ける者等は、保険料(全額)の納付が申請に基づかず当然に免除される。

国民年金保険料の多段階免除制度



○ 厚生年金・健康保険の適用業務

厚生年金・健康保険の適用促進業務のフロー



○ 厚生年金 健康保険の適用状況(1)

平成22年度 適用の適正化対策の実施状況について

1 未適用事業所の適用促進

○ 適用した事業所数 4,808事業所【2,567事業所】

・ うち職権適用 71事業所【34事業所】

○ 適用した被保険者数 17,516人【10,389人】

・ うち職権適用 306人【116人】

未適用事業所数（平成22年度末）
107,935事業所
【111,990事業所】

2 適用事業所の事業所調査

○ 適用した被保険者数 12,453人【4,049人】

○ 調査件数 157,477 事業所
(※適用事業所数に占める割合 9.0%)
【47,402事業所】

注) 【 】内の数値は平成21年度実績である

○ 厚生年金・健康保険の適用状況(2)

適用対策の実施状況の推移

第2回

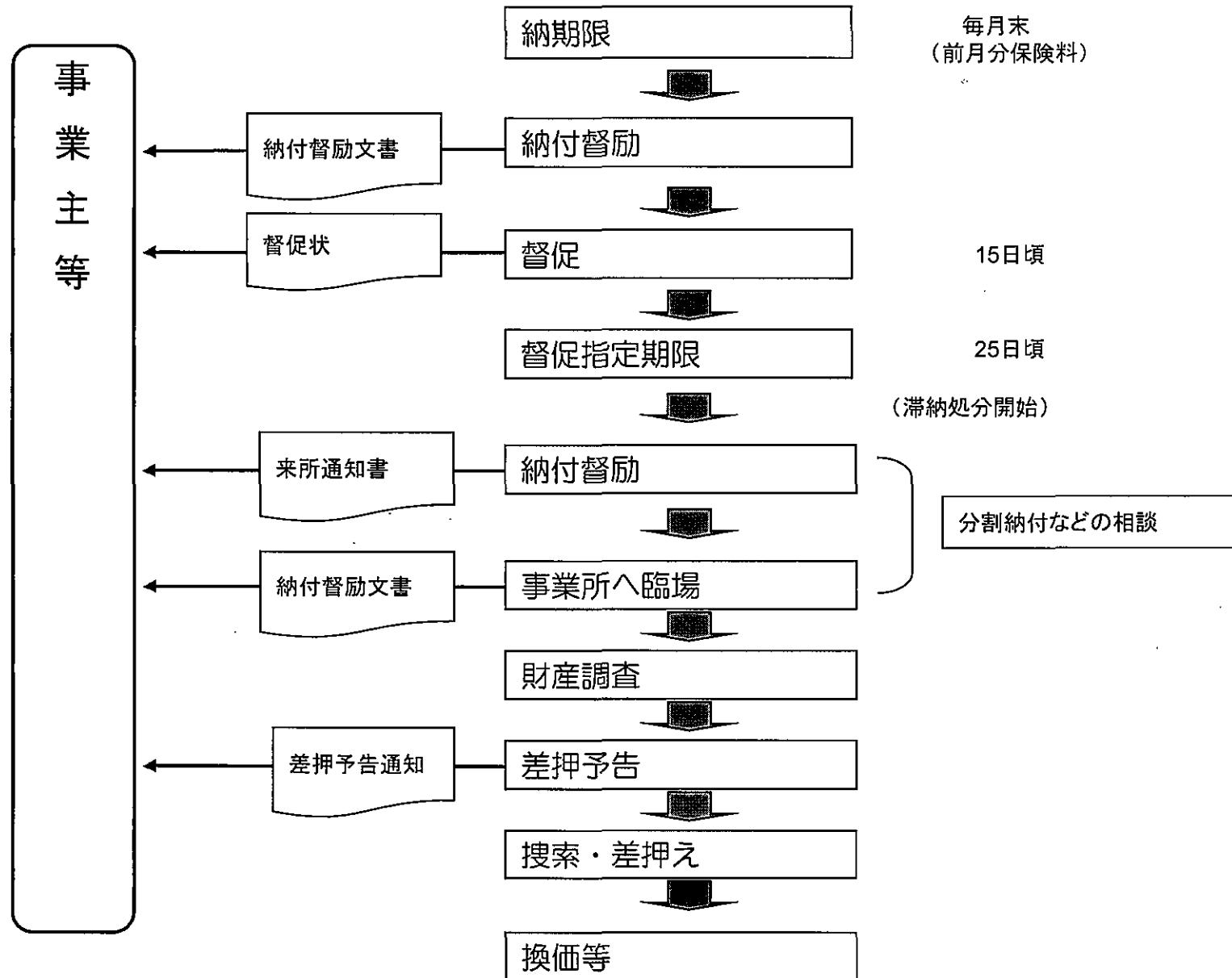
	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
適用事業所数（年度末現在）	事業所	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964	1,748,578	
被保険者数（年度末現在）	人	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013	
未適用事業所数（年度末現在）	事業所	97,427	100,470	103,247	111,990	107,935	
適用対策	外部委託による文書・電話勧奨事業所数	事業所	70,973	72,603	36,860	42,765	80,741
	外部委託による訪問加入勧奨事業所数	事業所	43,755	36,480	24,198	18,953	65,957
	来所要請による重点加入指導実施事業所数	事業所	8,657	1,030	595	1,575	2,894
	戸別訪問による重点加入指導実施事業所数	事業所	6,786	3,583	1,652	3,390	10,556
適用対策を講じた結果、適用した事業所数	事業所	10,883	6,199	3,381	2,567	4,808	
上記の内、認定による加入手続き事業所数	事業所	87	73	21	34	71	
事業所調査事業所数	事業所	460,916	206,652	45,933	47,402	157,477	

(参考) 平成23年度4月～9月の実施状況（速報値であり、今後、数値の修正がありえる。）

- ・来所要請による重点加入指導 734事業所
- ・戸別訪問による重点加入指導 9,899事業所
- ・認定による加入手続き 69事業所
- ・事業所調査 312,450事業所

○ 厚生年金・健康保険の保険料収納業務

厚生年金保険料収納業務（滞納処分含む）のフロー



○ 厚生年金・健康保険の保険料収納状況

保険料収納率等の推移

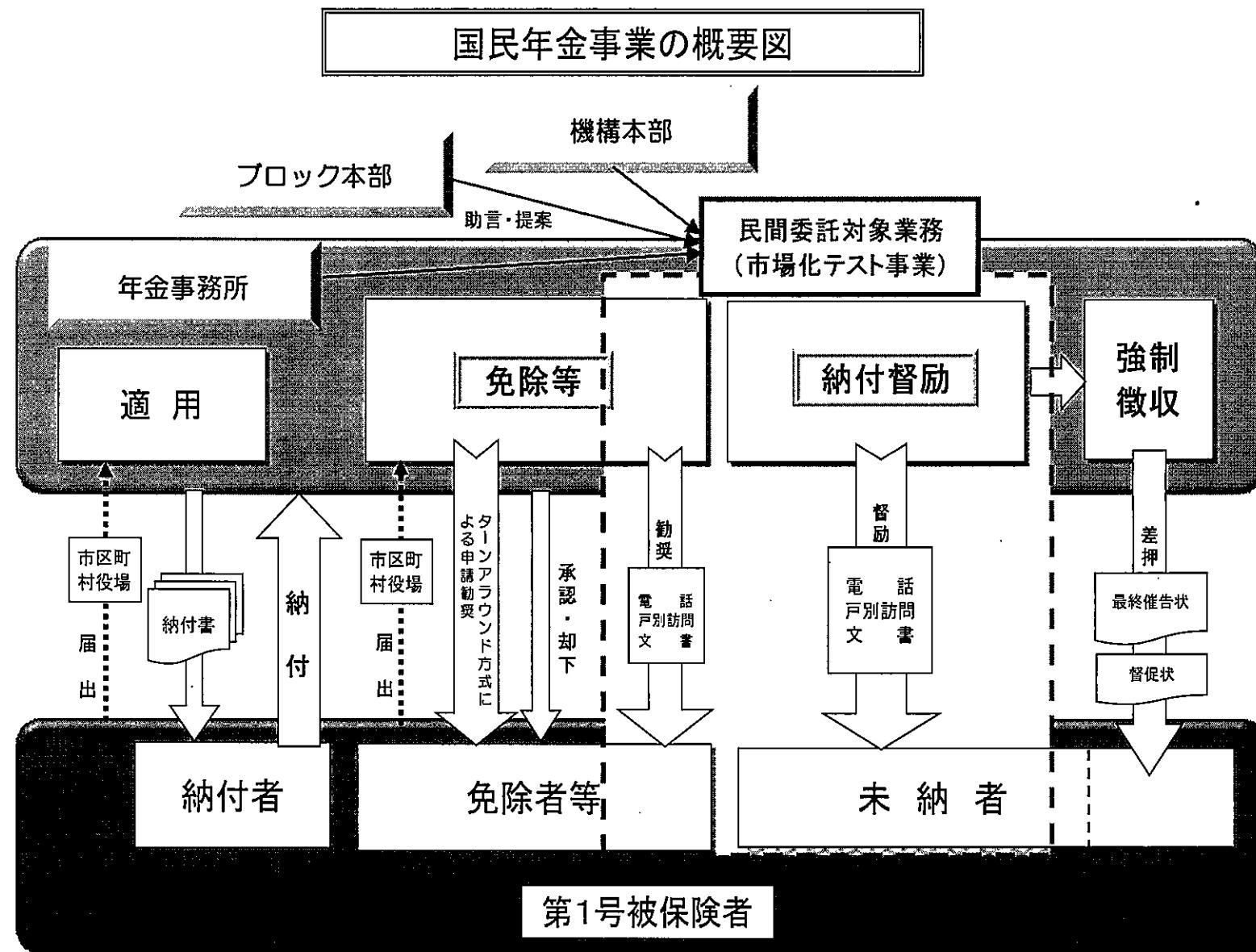
指標名		単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保険料決定額 (過年度分を含む)①	厚生年金保険	億円	212,612	222,672	230,627	226,932	232,430
	協会管掌健康保険	億円	67,752	69,251	68,052	65,480	74,985
	船員保険	億円	670	659	655	596	387
保険料収納額 (過年度分を含む)②	厚生年金保険	億円	209,834	219,690	226,905	222,409	227,253
	協会管掌健康保険	億円	66,403	67,759	66,181	63,194	72,243
	船員保険	億円	621	615	611	551	344
不納欠損額③	厚生年金保険	億円	259	206	157	228	407
	協会管掌健康保険	億円	122	102	80	117	201
	船員保険	億円	6	3	3	4	5
収納未済額 ①-②-③	厚生年金保険	億円	2,519	2,776	3,565	4,295	4,770
	協会管掌健康保険	億円	1,227	1,390	1,791	2,169	2,541
	船員保険	億円	43	41	41	41	38
保険料収納率 ②/①	厚生年金保険	%	98.7	98.7	98.4	98.0 (97.9)	97.8
	協会管掌健康保険	%	98.0	97.8	97.2	96.5 (96.5)	96.3
	船員保険	%	92.6	93.3	93.3	92.4 (89.1)	88.9
滞納事業所数		事業所	108,070	123,655	147,171	162,423	162,461
差押え事業所数		事業所	15,613	12,879	10,483	8,250	13,707
口座振替実施率	厚生年金保険	%	84.0	83.5	81.9	81.2	81.6
	協会管掌健康保険	%	85.5	84.6	82.8	81.5	82.1
	船員保険	%	56.4	56.1	55.6	52.1	68.4

(注)22年度の収納率()書きは、納期限が延長された被災5県の2月分保険料を除いた収納率を計上しています。

(参考) 平成23年度4月～9月の実施状況(速報値であり、今後、数値の修正ができる。)

- ・保険料収納率 厚生年金保険料 95.4% 健康保険料 92.4% 船員保険料 79.5%
- ・滞納事業所数 191, 342事業所
- ・差押事業所数 8, 483事業所

○ 国民年金の事業概要



○ 国民年金保険料の納付状況(1)

- 平成22年度の納付率（現年度分）は59.3%で、前年度と比べれば△0.7ポイントである。
- 低下幅は、前年度と比べ縮小している。（△2.1ポイント ⇒ △0.7ポイント）
- 年金事務所ごとの納付率（現年度分）を見ると、60事務所で前年度より上昇している。
(平成21年度は全ての年金事務所（312カ所）で低下)
- 納付率低下の要因としては、納付率の高い高年齢者の割合が低下したこと、市場化テストにおける対策が十分な効果を上げられなかったこと、などが考えられる。

①平成22年度の現年度分（平成22年4月分～平成23年3月分）の納付率 59.3%（対前年度比△0.7ポイント）	②過年度分（平成20年度分）の納付率 66.8% (平成20年度末と比較して+4.8ポイント)
納付対象月数 16,679万月（対前年度比△3.6%）	（平成21年度末と比較して+1.8ポイント）
納付月数 9,893万月（対前年度比△4.7%）	過年度分（平成21年度分）の納付率 63.2% (平成21年度末と比較して+3.3ポイント)

年度	納付率（現年度分）	低下幅（対前年度比）
平成19年度	63.9%	▲2.4
平成20年度	62.1%	▲1.8
平成21年度	60.0%	▲2.1
平成22年度	59.3%	▲0.7

(参考) 平成23年度の実績

	平成22年度	平成23年度	低下幅（対前年度比）
5月末現在（4月分）	51.5%	51.3%	▲0.2
6月末現在（5月分）	54.1%	53.9%	▲0.2
7月末現在（6月分）	55.2%	55.2%	▲0.0
8月末現在（7月分）	55.1%	55.0%	▲0.1
9月末現在（8月分）	55.4%	55.3%	▲0.028
10月末現在（9月分）	56.0%	56.0%	+0.068
11月末現在（10月分）	56.7%	56.5%	▲0.168

○ 国民年金保険料の納付状況(2)

平成22年度の国民年金保険料の納付率等について

① 平成22年度の現年度納付率は、
59.3%
(対前年度比△0.7ポイント)

② 平成20年度の最終納付率は、**66.8%**
(平成20年度末と比較して+4.8ポイント)
(平成22年度末時点)

納付率の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
17年度分 保険料	67.1%	70.7%	72.4%			
18年度分 保険料		66.3%	69.0%	70.8%		
19年度分 保険料			63.9%	66.7%	68.6%	
20年度分 保険料				62.1%	65.0%	66.8%
21年度分 保険料					60.0%	63.2%
22年度分 保険料						59.3%

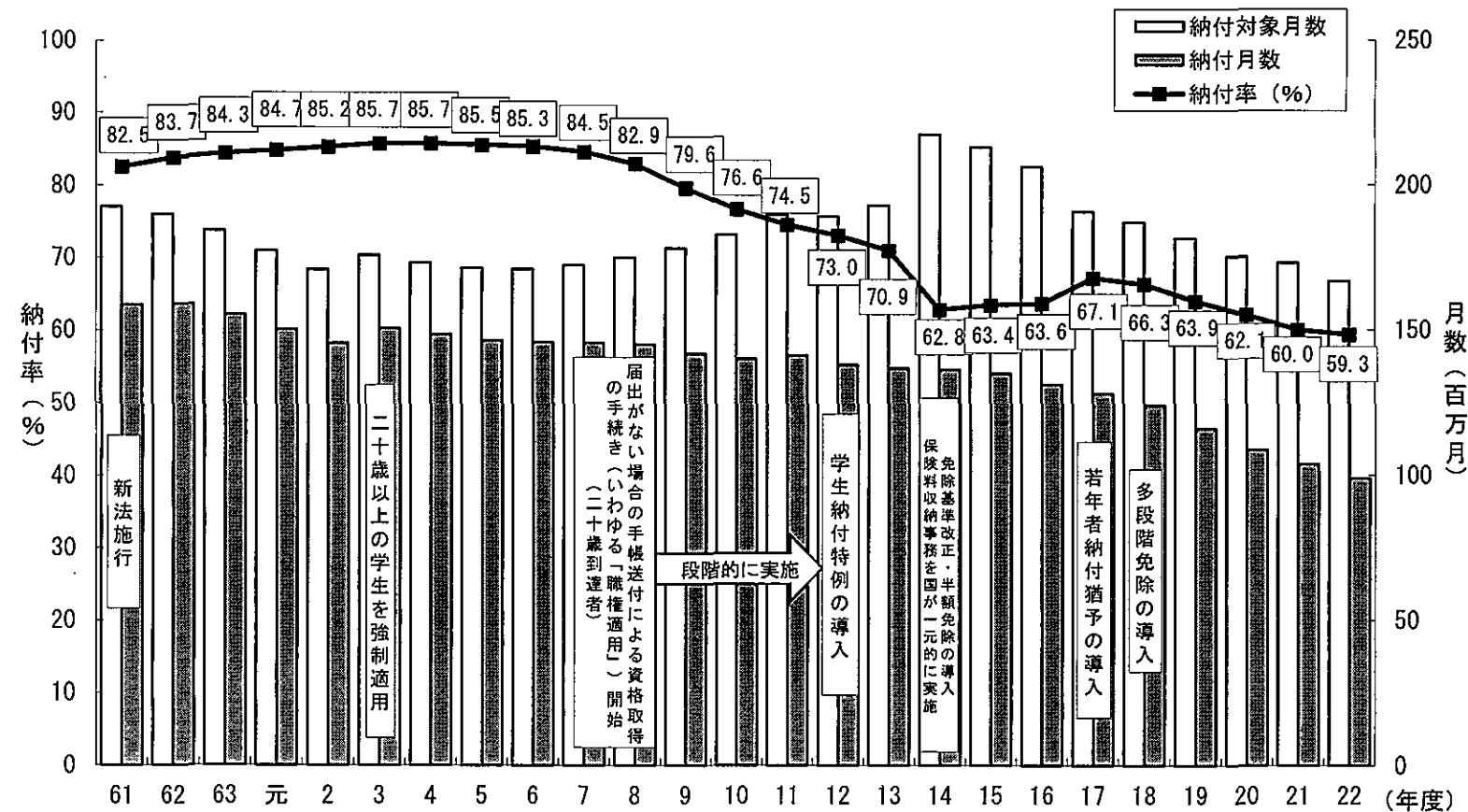
$$\text{※ 現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

〔「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。〕

※ 最終納付率は、20年度の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

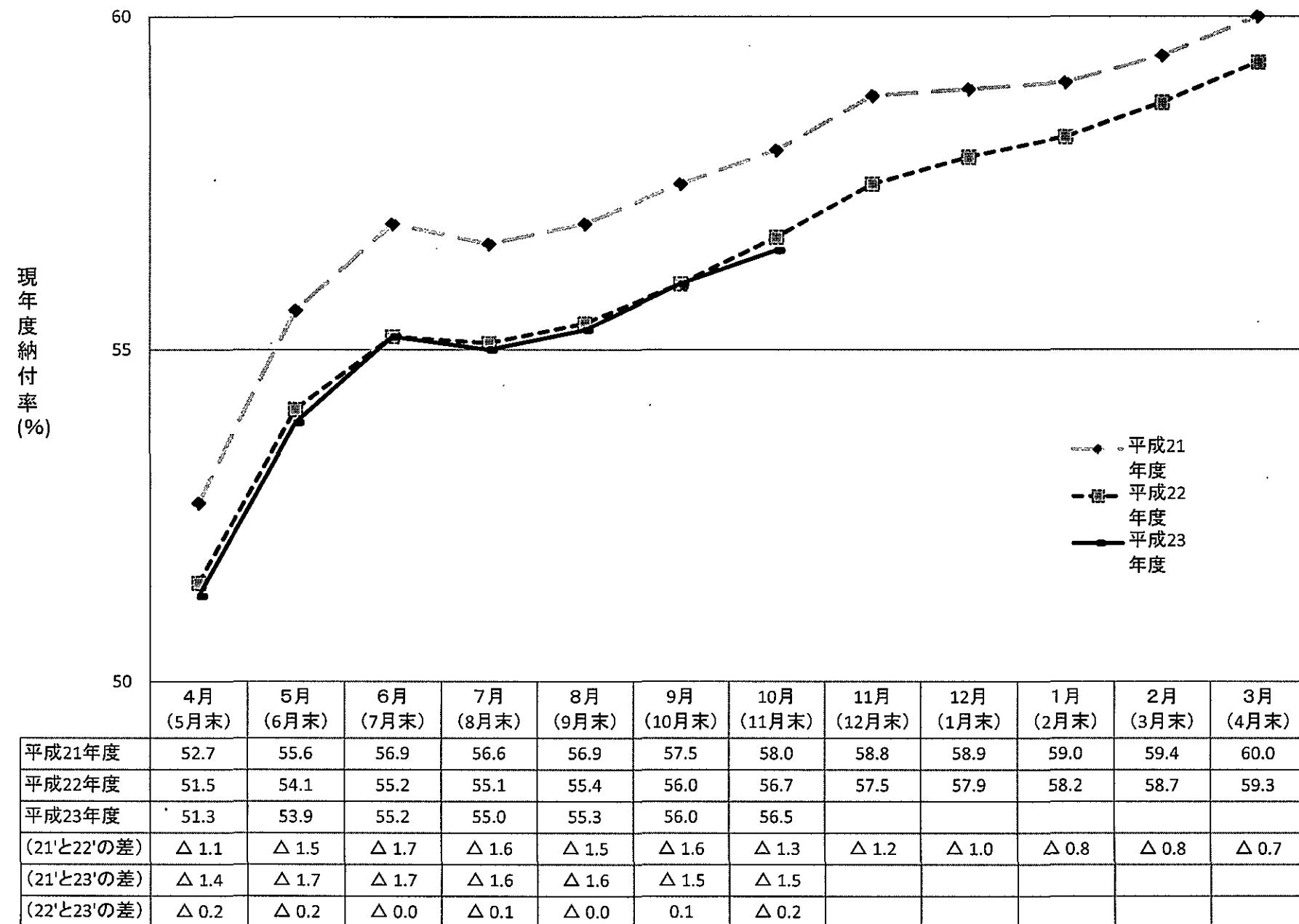
○ 国民年金保険料の納付状況(3)

納付率、納付対象月数及び納付月数の推移(現年度分)



○ 国民年金保険料の納付状況(4)

国民年金保険料 納付率の推移(平成21~23年度)



○ 国民年金保険料の免除等の実施状況

■第1号被保険者数及び全額免除者数等

	21年度		22年度		対前年度比	
	(A)	割合 (%)	(B)	割合 (%)	(B - A)	割合 (%)
第1号被保険者数	1, 951万人	—	1, 904万人	—	△47万人	—
全額免除者数等合計	535万人	27.4%	551万人	29.0%	16万人	+1.6ポイント
法定免除者数	120万人	6.2%	126万人	6.6%	6万人	+0.4ポイント
申請全額免除者数	215万人	11.0%	221万人	11.6%	7万人	+0.6ポイント
学生納付特例者数	163万人	8.3%	166万人	8.7%	3万人	+0.4ポイント
若年者納付猶予者数	37万人	1.9%	38万人	2.0%	0.2万人	+0.1ポイント

(注1) 第1号被保険者数のうち任意加入者は除く。

(注2) 上記表中の「割合」は、第1号被保険者数に占める全額免除者数等の割合である。

(注3) 上記表中における数値はそれぞれ四捨五入によっているため端数において合計とは合致しない場合もある。

○ 年金受給者が所在不明となった場合の支給差止め

これまでの経緯

1. 発端

- 平成22年夏に、東京都足立区で生存していれば111歳の方が、実は30年前に死亡していたとの報道あり。
- こうした報道を受けて、全国の自治体において高齢者の安否確認が行われ、行方不明者や年金の不正受給等が相次いで判明した。

2. これまでの取り組み

- 平成22年7月1日現在で満76歳以上であって、後期高齢者医療を1年間(平成21年7月～22年6月までの間)継続して利用していない年金受給者(約34万人)に対して、平成22年11月に現況申告書の送付を行い、死亡、行方不明が判明した者について、順次、年金の差止めを行っているところ。
- さらに、現況申告書の未提出者及び未送達者(住民基本台帳情報でも送付先とは異なる新たな住所が確認されなかつた方)については、配達証明付きの現況申告書提出の督促状送付や、市町村に健在等の情報提供を依頼したうえで、健在が確認できない場合は、日本年金機構の職員による訪問調査を実施。
- これまで安否確認を行った結果の定期支払いにおける年金差止め状況(注1)
平成23年8月定期支払までの累計で 977人(死亡 104人 行方不明 873人)を差止め。
(注1) 年金の死亡届等による通常の失権・支払差止処理がされていなかつた者

現在の取り組み

- ① 平成22年11月に送付した現況申告書で「健在」と回答のあった約33万人の健在確認を行う。
- ② 具体的には、平成23年度においても、後期高齢者医療の利用情報を活用し、約33万人の中から、昨年とあわせて2年間全く利用していない者を対象者として選定し、対象者に対して、日本年金機構の職員による訪問調査を実施する。
- ③ 現況届の提出により現況確認を行っている者についても、後期高齢者医療を2年間利用していない者を対象者として選定し、日本年金機構の職員による訪問調査を実施する。
- ④ ②及び③の訪問調査の結果、健在が確認できない場合は、早急に差止めを行うとともに、年金の過払いが判明した場合は、過払いに対し年金の返還を求める。

○ 年金の支払の調整

現行の仕組み

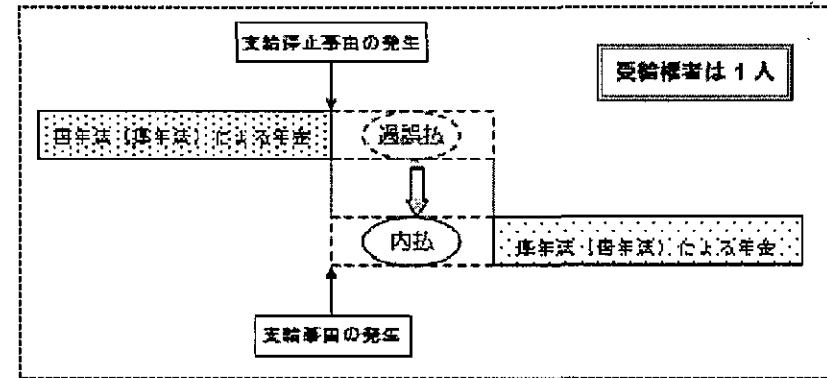
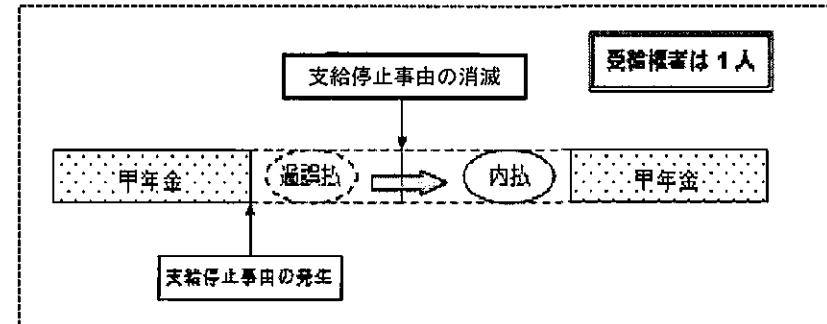
- ① 1つの給付について支給停止後に当該給付が支給された場合、その後に支給される当該給付の内払とみなすことができる。

減額して改定すべき事由が生じた場合に減額しない額の年金が支給された場合も同様とする。

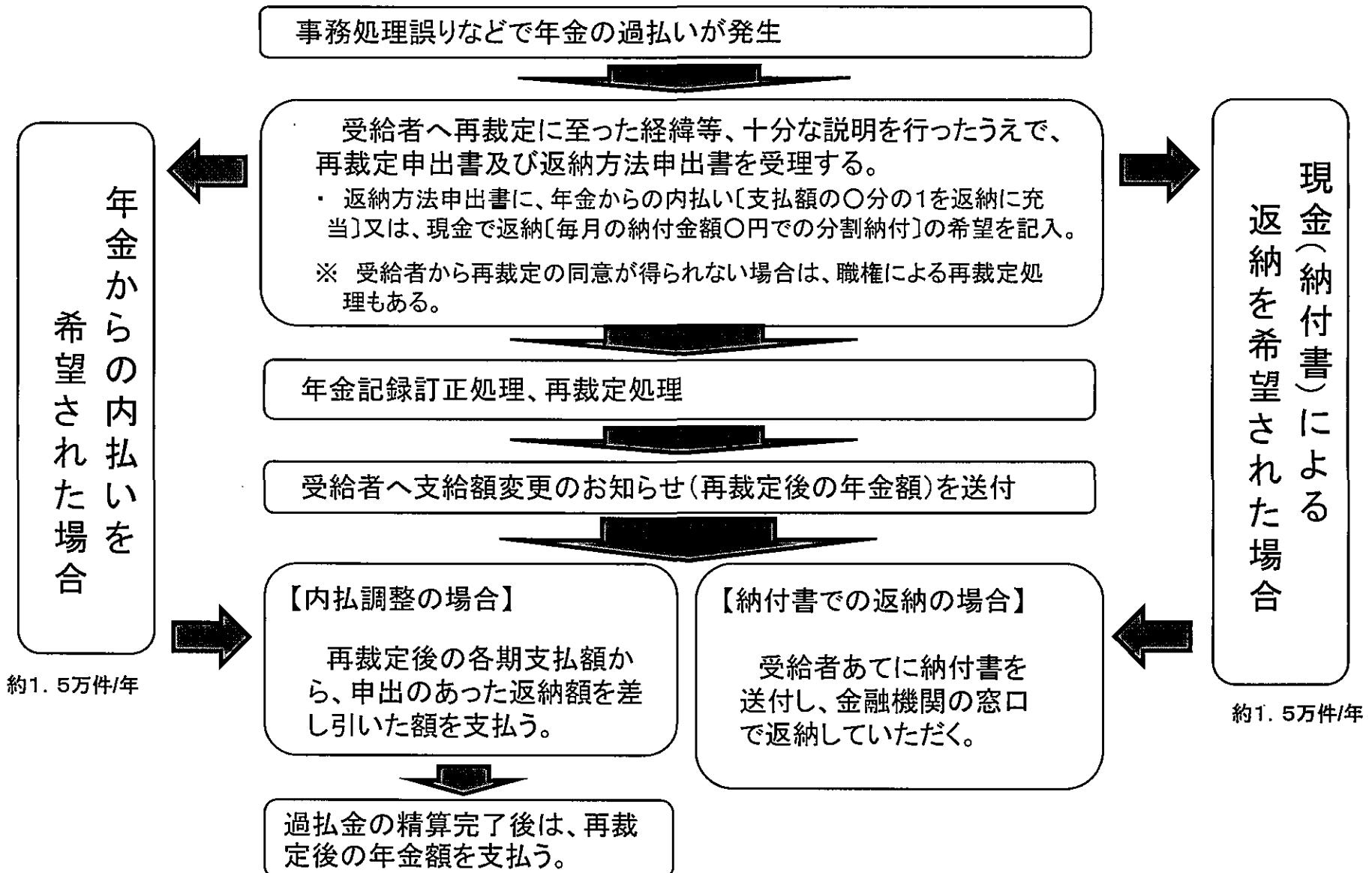
(国民年金法第21条第2項、厚生年金保険法第39条第2項)

※ 減額して改定すべき事由が生じた場合は、障害基礎年金及び遺族基礎年金のみを対象としており、老齢基礎年金が対象外になっている。

- ② 厚生年金保険法による給付と国民年金法による給付の双方の受給権を持っている者について、一方の給付を支給停止したことにより他法の給付が支給される場合であって、一方の給付が支給停止後に当該給付が支給された場合、他法の給付の内払とみなすことができる。(国民年金法第21条第3項、厚生年金保険法第39条第3項)



○ 年金の過払いが発生した場合の返納事務処理について



※ 過払金の返納途中で受給者が死亡した場合、残る過払金の債務は相続人へ引き継がれる。